

ベースアップ評価料・物価対応料について

診療報酬上の評価に関するご案内

1. ベースアップ評価料について

当院では、医療に従事する職員の賃金改善を図るため、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、地方厚生局へ届出を行ったうえで、ベースアップ評価料を算定しております。

本評価料は、医療従事者等の処遇改善に充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事し、質の高い医療を継続して提供することを目的としております。

2. 物価対応料について

当院では、物価高騰に伴う医療材料費、光熱費等の負担増に対応し、安全で質の高い医療提供体制を維持するため、厚生労働省が定める診療報酬上の評価として、物価対応料を算定しております。

本評価料は、医療提供体制を継続的に維持し、患者様に必要な医療を安定して提供することを目的としております。

当院で算定している評価料

区分	ベースアップ評価料	物価対応料
外来・在宅	外来・在宅ベースアップ評価料	外来・在宅物価対応料
入院	入院ベースアップ評価料	入院物価対応料